

## 個人再生事件の手続費用等一覧

(R8.1.1現在)

収入印紙(申立手数料)	¥10,000
郵便切手	10円切手 10枚 110円切手 10枚 40円切手 債権者数 × 2枚 140円切手 債権者数 × 2枚
予納金	¥15,120
債権者宛名ラベル	各2枚
代理人宛名ラベル	6枚

横浜地方裁判所

- ※ 同じ債権者でも、債権ごとに送付先が異なる場合は、その分の郵便切手を追加してください。
- ※ 予納金の額は、事件の終局までに最低限必要となる官報公告費用の金額です。
- ※ 事案によっては個人再生委員を選任する場合があり、その場合は予納金が増額されます。
- ※ 申立時に提出する書類については、申立書式内の添付書類一覧表を参照してください。